



よこはま共済

Contents

退職等年金給付(年金払い退職給付)のしくみ	2
正規職員を退職される方の4月1日以降の健康保険について	3
任意継続組合員制度について	3
マイナンバーカードの健康保険証利用について	3

令和3年10月から貸付制度が変更になります!	4
令和3年度も禁煙チャレンジを応援します!	4
生活の知恵袋	4



横浜市の水源の一つ、道志川

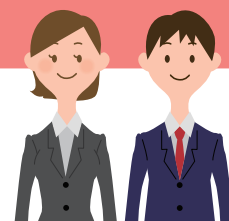


災害に強い水道を目指して

就職や別居をされるご家族はいませんか?

新年度は、就職や進学が多い時期です。扶養家族が就職したとき・別居したときは、扶養から外す手続きなどが必要です。

詳細は、『横浜市職員共済ガイド』をご覧ください。



退職される職員の方は 健康保険の手続きが必要です

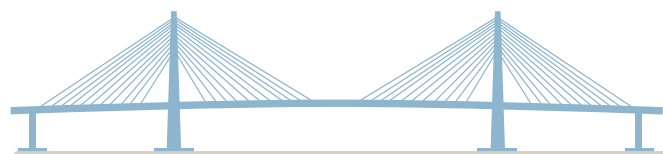
令和2年度末で退職される職員の方は、令和3年4月1日以降の状況によって組合員証・被扶養者証の返却が必要になります。詳細は3ページをご参照ください。

資格喪失後は組合員証等を使用しないでください

資格喪失後に当組合の組合員証・被扶養者証を使用して医療機関を受診した場合、総医療費の7~8割を返還請求いたします。ご注意ください。

横浜市職員共済組合

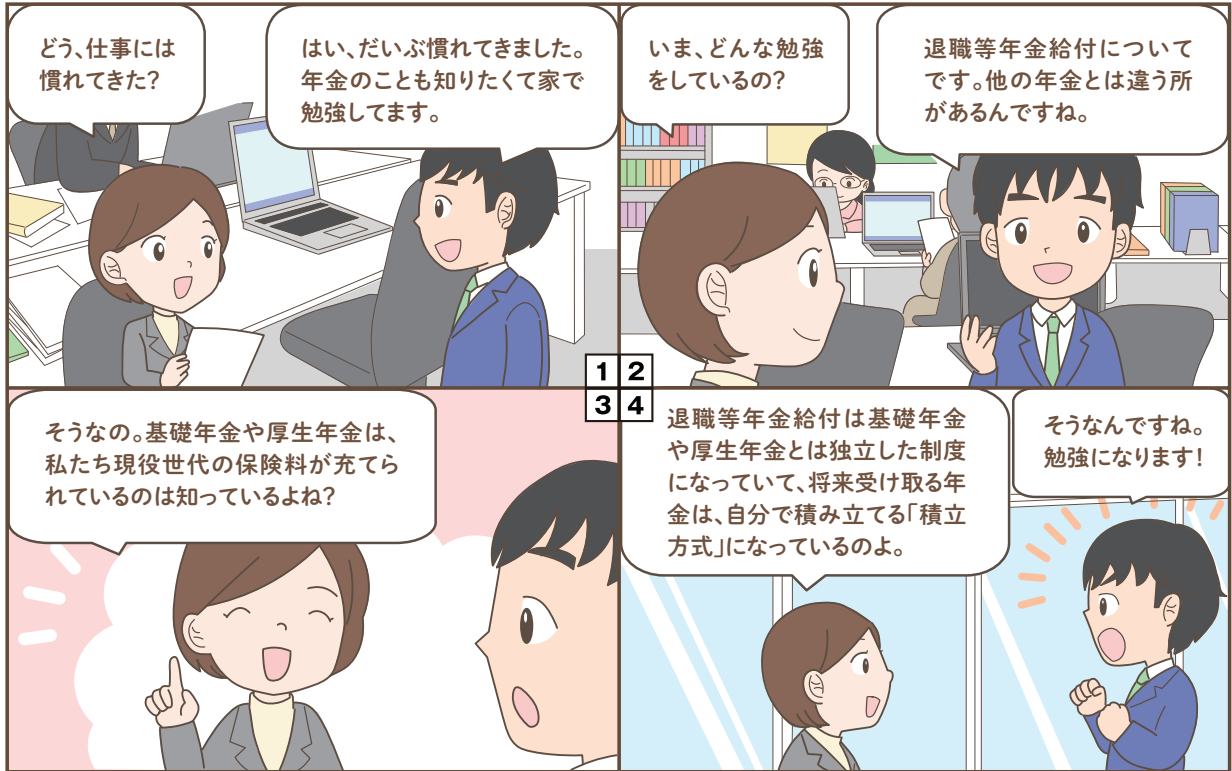
横浜市職員共済組合ホームページもご覧ください。
<http://yokohama-kyosai.or.jp/>



ホームページは、スマートフォンでも見ることができます。



退職等年金給付 (年金払い退職給付) のしくみ

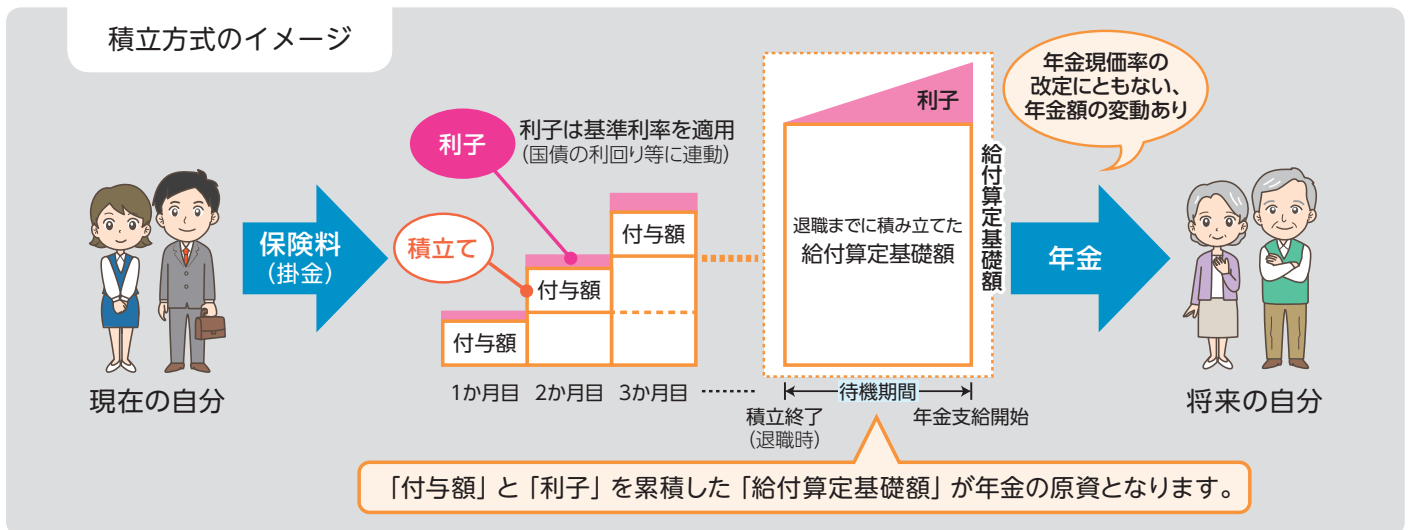


平成27年10月の被用者年金一元化によって、これまでの共済年金の3階部分の年金であった「職域年金相当部分」(以下「職域部分」という。)が廃止され、新たな公務員制度として「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設されました。

退職等年金給付は積立方式

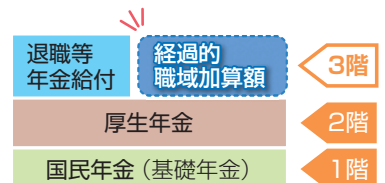
退職等年金給付は、組合員一人一人に仮定の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た「付与額」を、利子とともに毎月積み立てます。

また、年金額は、基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえた「年金現価率」を基に毎年改定されるため、毎年5月に積立残高等の情報を「給付算定基礎額残高通知書」でお知らせしています。



一元化前の組合員期間がある方には、職域部分の経過措置があります

平成27年9月以前の加入期間がある方には経過措置が設けられており、老齢・障害・遺族給付について「経過的職域加算額」が支給されます。



正規職員を退職される方の 4月1日以降の健康保険について

組合員証・被扶養者証の返却が必要になる場合がありますので、ご確認ください。

4月以降の状況		組合員証 被扶養者証	4月1日以降の健康保険
再就職する	フルタイム再任用職員	返却不要	引き続き横浜市職員共済組合です。 組合員証・被扶養者証はそのまま使用してください。
	本市の短時間勤務再任用職員、 会計年度任用職員	返 却	全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入します。
	民間企業等に就職	返 却	再就職先で交付されます。
再就職しない	任意継続組合員になる	返 却	任意継続の手続後、新しい証をご自宅に郵送します。
	家族の扶養家族になる	返 却	家族の勤務先で手続してください。
	国民健康保険に加入する	返 却	居住地の市区町村で手続してください。

※令和3年2月発行の「共済時報」には、より詳しい内容が記載されていますのでご参照ください。

横浜市職員共済組合の任意継続組合員制度について

任意継続組合員制度とは、退職後も当組合の組合員資格を最長で2年間、継続できる制度です。

組合員の退職時点で当組合の被扶養者として認定を受けているご家族も、引き続き任意継続組合員の被扶養者とすることができます。

【加入条件】

任意継続組合員制度に加入するには、次の条件を全て満たす必要があります。

条件1 退職日前日までで引き続き1年以上組合員期間があること

条件2 退職日から起算して20日以内に、当組合に申請書が受理され、かつ、
資格取得月の掛金を期日までに支払うこと

詳細は、横浜市職員共済組合ホームページ又は、『横浜市職員共済ガイド』をご覧ください。



令和3年3月からマイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになりました！

- 医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。
- 現在お持ちの組合員証（健康保険証）も引き続き、医療機関・薬局で利用できます。
- 事前に利用申込みが必要です。手続きについては次のマイナポータルホームページをご確認ください。

https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

令和3年10月から貸付制度が変更になります！

令和3年10月から、共済組合が実施している貸付事業について、次のとおり一部メニューを廃止及び休止します。普通貸付・住宅貸付・災害貸付をご検討の方は、お早めにお申込みください！

貸付種類	利率(%)	貸付限度額	新規申込みについて(共済必着)
普通貸付	1.26	200万円	令和3年9月30日(木)まで(10月から廃止)
住宅貸付	1.26	1,800万円	令和3年9月30日(木)まで(10月から休止)
災害貸付			
災害家財貸付	0.93	200万円	令和3年9月30日(木)まで(10月から休止)
災害住宅貸付		1,800万円	
災害再貸付		1,900万円	
特別貸付			
医療貸付	1.26	100万円	継 続
入学貸付		200万円	
修学貸付		15万円/月	
結婚貸付		200万円	
葬祭貸付		200万円	

※適正な申込書が共済組合に到着してから30日以内に指定口座(組合員名義)に振り込みます。

※申込書類等に不備があった場合、振込みが遅れます。

※既に貸付中の方は、制度変更に伴う影響はありません。

好評につき1年延長します！

令和3年度も禁煙にチャレンジする組合員の皆様に応援します！

自己負担額「全額」を助成します!!

令和2年度は、多くの組合員の皆様が禁煙にチャレンジし、当助成金をご利用いただきました。

スタートの春、まずは一歩踏み出してみませんか？

対象 令和2年4月1日から令和4年3月31日までに初診を受ける保険適用の禁煙外来治療(初診を含め5回分)

※初診日が令和4年3月31日以前であれば、令和4年4月以降の治療も助成対象となります。助成金を受けることができるのは1人1回です。

※被扶養者、任意継続組合員は助成の対象外です。

申請 治療終了後、3か月以内に申請書と必要書類を添えて当組合までお申込みください。申請書は、YCANの職員共済組合WEBサイト又は、当共済ホームページ(<http://yokohama-kyosai.or.jp>)の「申請書類一覧」から取り出せます。



福祉事業係 TEL 671-3400



春の味覚 ばれいしょ 馬鈴薯

新じゃがいもが旬です。皮が薄く剥がれやすい物が新鮮で、芽が出始めた物はもちろん、皮が緑色がかっている物も避けましょう。ビタミンCを豊富に含み、しかも熱に強いので、疲労回復や肌荒れ防止にうれしい作用があります。

